

小田原市立豊川小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

平成 29 年 8 月 31 日改定

令和元年 7 月 18 日改定

令和 3 年 9 月 1 日改定

令和 6 年 3 月 1 日改定

はじめに

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめ対策の基本理念・いじめの定義
- (2) いじめに対する基本認識
- (3) いじめ対策の基本理念
- (4) いじめ防止等に関する基本的な姿勢

2 いじめの防止等に関する内容

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめの早期対応
- (4) いじめの解消
- (5) 家庭との連携
- (6) 関係機関との連携
- (7) 地域との連携

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

- (1) 組織の設置
- (2) 組織の構成員
- (3) 組織の役割
- (4) 年間計画 別紙「いじめ防止指導年間計画」

4 重大事態への対処について

- (1) 重大事態
- (2) 重大事態発生の調査・報告
- (3) 児童、保護者への情報提供
- (4) フローチャート 別紙「いじめ事案への対応フロー図－①・②」

5 その他

小田原市立豊川小学校いじめ防止基本方針

○はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対許されない人権侵害である。また、いじめは、いつでも、どの児童にも起こり得るという基本的認識のもと、日常的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。本校の児童が楽しく、安心して、豊かな学校生活を送ることができるよう、保護者・地域・関係機関が一体となって、いじめのない安心・安全な学校づくりの推進を目的として、「豊川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ対策の基本理念・いじめの定義

＊「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、県の「神奈川県いじめ防止基本方針」、小田原市の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめについて次のように定義する。

＜いじめの定義＞

児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立つて行うことが必要である。

(2) いじめに対する基本認識：「誰にでも、いつでも、どこでも起こり得る」

- ① いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ どの児童にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- ④ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童も含めた学級等の所属集団の構造上の問題でもある。
- ⑤ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑥ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

(3) いじめ対策の基本理念

- ① 「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、学校・家庭・地域全体で共有する。そして、すべての児童がいじめを行わず、児童も大人もいじめを放置することがないよう取り組む。
- ② 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で児童を見守る。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体が連携して取り組む。
- ③ 学校は、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育

活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。

- ④ 大人は、あらゆる機会を通して、児童に対して「命」はかけがえのない大切なものであることを教える。また、学校は、児童に向け、自分はもちろん、他人の「命」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組む。
- ⑤ 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進める。

(4) いじめ防止等に関する基本的な姿勢

- ① 学校、学級内で児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- ② 学校、学級内にいじめや差別を許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ③ 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ④ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級・学年経営を充実する。
- ⑤ 児童一人ひとりの変化に気づく感覚や、児童・保護者に寄り添う姿勢をもつ。
- ⑥ いじめを早期に発見し、組織的な対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑦ いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止（法第15条及び第1項関係）

いじめの未然防止等は、その大前提として、本校のグランドデザインに示す「学校教育目標」を、すべての教職員が次の内容を共通理解したうえで取り組む。

① 毎日の授業

ア 学習の基本的な構え

- ・楽しく、そして気持ちよく学習を進めるために、先生や友だちに丁寧な言葉遣いを心がけることや人に迷惑をかけないことなどを指導する。
- ・落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢・態度、集団行動等の学習規律を守れるように指導する。

イ 楽しい授業・わかる授業づくり

- ・児童一人ひとりの実態や習熟度などを踏まえ、それぞれの課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の習得を図る。
- ・グループ学習やペア学習などの活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わえるようにする。
- ・全教科・領域において具体的な手立てを工夫する。

② 特別の教科 道徳

ア 思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった、命を大切にする心を育む。

イ 児童の自己肯定感・自己有用感を含めた自尊感情を高める。

ウ 相手の心情を考え、自己の言動を振り返る手立てを工夫する。

エ いじめの構造やいじめ問題の対処など、「いじめ問題」についての理解を深める。

オ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や感謝の心などを育てる。

③ 特別活動

ア すべての教育活動を通して

- ・望ましい人間関係を築く：
よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。
- ・学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）：
学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。

イ 学級活動を通して

- ・話し合い活動の充実：
学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また、違いや多様性を認めて、合意形成できる力を育てる。
- ・係活動の充実：
学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織を作るなどの自主的な活動を行うことにより、自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

ウ 児童会活動を通して

- ・委員会活動の充実：
自ら楽しく豊かな学校の生活を創り上げるとい課題意識を持ち、指示を待つのではなく、自分たちで問題を見つたり、話し合ったりして解決できる力を育てる。
- ・たてわり班活動の充実：
上学年では、リーダーシップや思いやりの心、下学年では、上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

エ クラブ活動を通して

- ・共通の興味・関心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

オ 学校行事を通して

- ・自主性・協調性の育成：
児童のアイディア・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。各行事で成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。
- ・体験活動の充実：
公共の精神を養い、集団活動を行う際に必要な、生きて働く知恵や技能を身に付ける。
- ・家庭や地域との連携：
多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童が生き生きと学習したり、生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

カ 児童の実態把握を通して

- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

④ その他

- ア いじめの未然防止に向け、家庭や学校において、児童の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「命を大切にする心」や「他者を思いやる気持ち」を育む。
- イ 児童一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。

- ウ いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等まつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、様々な場面でストレスに適切に対処できる力を育む。
- エ 特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- オ 家庭、関係機関、地域住民等と連携を図り、地域ぐるみでいじめの防止等に取り組む。

(2) いじめの早期発見（法第16条関係）

- ① いじめの早期発見に向け、教職員が日ごろから、児童の表情や態度のわずかな変化を見逃すことなく、気になる点があれば些細なことでも情報交換し、適切な対応ができるよう教職員の資質・能力の向上を図る。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性*に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

*児童の感じる被害性：

いじめられていてもいじめを受けた児童がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要がある。

★いじめの被害者が、加害者と友だちとして振る舞わなければならなかったり、教職員や保護者に「いじめられていない。」と言わざるを得ない可能性があったりすることにも留意して対応する。

★「いじめの認知」について再認識し、一過性の嫌がらせや連続性がないことなどをもって、いじめに至らないと判断しないようにすることも重要である。

- ③ 定期的ないじめにかかわる心のアンケート（年間2回）や学校評価アンケートなどを活用し、常に児童の状況を把握するとともに、児童が困ったときに相談しやすい体制や環境、雰囲気作りに努める。
- ④ 家庭訪問や教育相談などを通して、保護者との情報共有を行い、いじめの実態把握に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携・協力を図る。
- ⑤ いじめはさまざまな場所・場面で起こることを踏まえ、地域・家庭に対していじめに関する啓発を行い、教職員、保護者、地域の人たちが児童を見守り、育てる意識をもつように働きかける。

(3) いじめの早期対応（法第23条関係）

- ① 児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他児童がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずる。その結果を学校の設置者である市教育委員会に報告する。
- ② いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめの加害児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることについて、適切かつ毅然と指導する。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童の保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- ④ いじめに間接的に加担した児童、いじめを傍観者として見聞きしたような児童、いじめに無関心な児童についても、いじめを許さない集団づくりについて話し合わせ、指導する。

- ⑤ 事実関係や調査結果を迅速かつ正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応方法などについて連携・協力していく。
- ⑥ 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身および財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応をする。特に重大な事案については、警察・児童相談所・青少年センター・小田原市教育委員会等、関係機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

- ① いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することも可とする。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その児童と保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営めるように助言や支援を行う。
- ② いじめを受けた児童やいじめを行った児童だけでなく、すべての児童に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導する。
- ③ 学級担任は、学級等の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導する。
- ④ **いじめ**は、単に謝罪をもって安易に**解消している状態***と判断とすることはできない。

いじめが解消している状態と判断した場合であっても、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。

***いじめが「解消している」状態**とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為の解消：いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと：いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 家庭との連携（法第17条関係）

- ① 児童一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切にする心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携する。
- ② いじめを受けた児童に対し、家庭と連携し、いじめから児童を守るという強い姿勢を示すとともに、児童に寄り添い、安心して安全な学校生活が送れるよう適切な助言や支援を行う。
- ③ いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行う。

(6) 関係機関との連携（法第17条関係）

- ① いじめを受けた児童やいじめを行った児童が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関と協力し、対処する。
- ② 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する。
- ③ 平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておくように努める。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- ① いじめを未然に防止していく上では、日頃から児童が様々な機会を通じて多様な価値観をもつ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められるようにする。
- ② P T Aや地域の関係団体等と連携して、地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するために「児童指導・支援教育委員会」と兼ねて「いじめ防止対策委員会」を常設する。

(2) 組織の構成員

管理職、教務主任、総括教諭、児童指導担当、学年代表、養護教諭、教育相談コーディネーターとするが、協議する内容や対応に応じて、構成員は柔軟に定める。

また、重大事態発生時には、事案に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えるなどする。

(3) 組織の役割

いじめの未然防止や早期発見、早期対応・早期解決に関する取り組みの中核的な役割を担うものとする。

主な役割は、次のとおりとする。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成および進行管理
- ③ いじめに関する教職員研修等の実施
- ④ いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ⑤ いじめに関する通報および相談への対応及びいじめや問題行動等に係る情報の収集
- ⑥ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ⑦ いじめ事案に係る情報の収集および事実確認のための調査及び記録と情報の共有
- ⑧ いじめを受けた児童・行った児童に対する保護および支援ならびにその保護者との連携
- ⑨ 在校生やその保護者に対する情報提供等

(4) 年間計画 別紙「いじめ防止指導年間計画」参照

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態という。）であるかどうかは、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）により、次のとおり学校が判断し、対応する。

○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対処する。

①いじめを受けていた児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- ・自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、その目安にかかわらず、重大事態として対応する。）

○児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等にあたる。

(2) 重大事態発生の調査・報告

在籍する児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告する。学校設置者である小田原市教育委員会または学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査をする。市立学校の場合、調査実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断する。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施する。

- ・学校全体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「豊川小学校いじめ防止対策委員会」が主体となって実施する。

調査にあたり、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者等、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

なお、市教育委員会から、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的配置も含めた支援を受けることとする。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合（小田原市「学校いじめ防止基本方針」より）

市立学校で発生した重大事態について、市教育委員会が行う調査は、市教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行う。市教育委員会では、「小田原市いじめ防止対策調査

会」において調査を実施する。

なお、市立学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、市教育委員会は、県教育委員会に要請し、必要な協力を依頼する。

(3) 児童、保護者への情報提供

経過報告を含めて、適時・的確に情報提供を行う。その際、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮する。

(4) フローチャート 別紙「いじめ事案への対応フロー図－①・②」参照

5 その他

(1) いじめの実態把握及び適切な措置を行うため、「豊川小学校いじめ防止基本方針」については、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、次のように公表・点検・評価・改善を行う。

- ① 保護者や地域住民、地域の青少年育成団体等と共有し、いじめ防止に取り組んでいくために、学校ホームページにおいて、「豊川小学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ② 毎年度、校内のアンケートの調査・集計・分析などを行い、適切に対応する。
- ③ いじめに関する点検・評価に基づいて、「豊川小学校いじめ防止基本方針」の見直しと改善を図る。

(2) 特に、いじめの加害者及びその保護者等が、いじめの起こった原因を被害者の性格や言動等に言及するような場合は、事実に基づいて適切に指導する。

* 関係する専門機関

○小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原警察署内 電話 3 2 - 0 1 1 0

○神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎内 電話 3 2 - 7 3 5 8

○小田原児童相談所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎内 電話 3 2 - 8 0 0 0 (代)

○小田原市青少年相談センター

小田原市城山 4 - 2 - 1 1 電話 2 3 - 1 4 8 2

学校からの報告等窓口

○小田原市教育委員会 教育指導課 指導係 電話 3 3 - 1 6 8 4